

【重度心身障害者医療費助成の申請方法について】

矢板市の重度心身障害者医療費助成制度は償還払いです。
医療機関等の窓口で支払った保険診療分に対して、後日申請により助成します。

【助成額について】

- ◇ 医療機関等を受診した際の保険診療分の一部負担金が助成対象になります。
- ◇ 自己負担500円有りの方は、1医療機関の1か月の保険診療分の合計額から500円を差し引いた金額が助成されます。なお、院外処方薬局分については、自己負担はございません。
- ※ 予防接種代や文書料など、保険適用外ものは助成対象外です。
- ※ 65歳～74歳の方は、障害認定で後期高齢者医療制度に早めに参加することができます。なお、後期高齢者医療制度に参加していない場合でも、後期高齢者医療制度の負担割合で計算した額が助成されます。

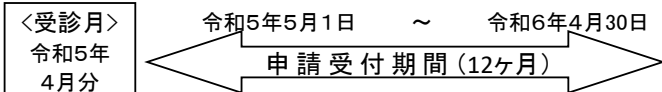
【申請書の提出方法について】

- ◇ 必要事項を記入した申請書に医療機関等の領収書を添付し、社会福祉課窓口へ提出してください。
- ◇ 申請書の記入方法については、申請書の裏面に記載されております。
- ◇ 1枚の申請書に領収書を何枚添付いただいても大丈夫です。
- ◇ 領収書は、必ず1ヶ月分をまとめて提出ください。
- ◇ 申請書と領収書は、のり付け・ホチキス止め・セロテープ止め等をせず、そのまま提出ください。
- ◇ 領収書原本をお手元に残しておく必要がある場合は、領収書原本とコピーを両方持参してください。領収書原本に受付印を押印してお返しいたします。
- ◇ 領収書は、月ごと・医療機関ごとに整理していただくと、受付がスムーズになりますので、ご協力をお願いします。
- ◇ 領収書の原本を提出できない事情がある場合には、受診医療機関から申請書中段の医療機関記入欄に「点数証明」をもらって申請することもできます。なお、点数証明の手数料は自己負担となりますので、予めご了承ください。
- ◇ 申請書の用紙は、社会福祉課窓口にご覧いただけます。矢板市ホームページにてダウンロードも可能です。

【申請期間について】

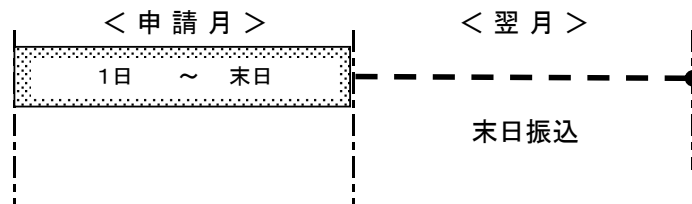
- ◇ 受診した月の翌月1日から申請できます。
- ◇ 月の途中で、その月の受診分を申請することはできません。
- ◇ 申請期間は、受診月の翌月1日から12ヶ月以内です。
- ※ 申請期間を過ぎると受付できませんのでご注意ください。

<例: 令和5年4月受診分の申請>



【助成金の振込日について】

- ◇ 毎月初日から末日までに申請受付したものを、翌月末日に振込みします。



※申請月の末日が休日の場合は、その翌日受付分までを翌月末日に振込みいたします。

※振込日が休日にあたる場合は、振込み日が前後することがあります。

【他の制度からの給付がある場合】

- ◇ 高額療養費や付加給付など、他の制度での給付がある場合には、その額を控除して助成します。申請の際には、支給決定通知書の写しを添付してください。
- ◇ 一般的に、各種給付の決定に受診月から2～3カ月程度かかります。医療費助成の申請はその後になります。
- ◇ 各種給付制度の詳細については、各加入健康保険組合(保険者)にご確認ください。

【来庁できない場合】

- ◇ 申請は、郵送でも受付しています。右記、担当各課宛にお送りください。
- ◇ 郵送費用は、自己負担になります。重さに注意して、必要な額の切手を忘れずに貼ってください。
- ◇ 申請書の記入漏れや誤記入にご注意ください。
- ◇ 郵送の場合には、担当各課到着日を申請日とさせていただきます。あらかじめご了承ください。

お問い合わせ先

〒329-2192 矢板市本町5番4号
矢板市役所
社会福祉課 障がい福祉担当
電話: 0287-43-1116